

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 目的(第2条)
- 第3章 業務(第3条)
- 第4章 役員及び職員(第4条 - 第10条)
- 第5章 役員会(第11条)
- 第6章 経営協議会(第12条)
- 第7章 教育研究評議会(第13条)
- 第8章 学長選考会議(第14条)
- 第9章 中期計画及び年度計画(第15条・第16条)
- 第10章 雑則(第17条 - 第19条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される国立大学法人山形大学(以下「この法人」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的

(法人の目的)

第2条 この法人は、国立大学である山形大学(以下「本学」という。)を設置することを目的とする。

第3章 業務

(業務)

第3条 この法人は、次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他のこの法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 この法人は、前項第6号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

#### 第4章 役員及び職員

##### (役員)

第4条 この法人に、役員として、学長1人、理事5人及び監事2人を置く。

##### (役員の仕事及び権限)

第5条 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第3項に規定する業務を行うとともに、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、学長の命じるところにより、業務を掌理する。

3 理事は、学長の定めるところにより、学長に事故があるときはその業務を代理し、学長が欠員のときはその業務を行う。

4 理事が欠員になったときの当該理事の担当業務については、後任の理事が就任するまでの間、学長の命じるところにより他の理事が行う。

5 理事(非常勤の理事を除く。)は、山形大学学則第15条に掲げる副学長となる。

6 監事は、この法人の業務を監査する。

##### (役員の任命)

第6条 学長は、第14条に規定する学長選考会議の選考により行うこの法人の申出に基づき、文部科学大臣が任命する。

2 理事は、学長が任命する。

3 学長は、理事を任命したときは、第11条に規定する役員会、第12条に規定する経営協議会及び第13条に規定する教育研究評議会に報告するものとする。

4 学長は、理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

##### (役員の仕事)

第7条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、1回に限り再任されることができる。この場合において、学長の任期は、前項の規定にかかわらず、2年とする。

3 理事の任期は、2年とする。

4 前項の規定にかかわらず、理事の任期は、当該理事を任命した学長の任期を超えることはできない。

5 第3項の規定にかかわらず、理事が欠けた場合における補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事は、再任されることができる。

7 理事は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでの間、なおその業務を行う。

##### (役員の仕事)

第8条 国立大学法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づく学長の解任は、学長選考会議の申出により文部科学大臣が行う。

- 2 学長は、国立大学法人法第17条第1項の規定に基づき理事を解任したときは、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。
- 3 学長は、国立大学法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づき、役員会の議を経て、理事を解任することができる。
- 4 学長は、前項の規定に基づき理事を解任したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。
- 5 学長は、理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員の任命)

第9条 この法人の職員は、学長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第10条 役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第5章 役員会

(役員会の設置)

第11条 この法人に、この法人に関する重要事項を審議する機関として、役員会を置く。

- 2 役員会については、国立大学法人山形大学役員会規則の定めるところによる。

## 第6章 経営協議会

(経営協議会の設置)

第12条 この法人に、この法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会については、国立大学法人山形大学経営協議会規則の定めるところによる。

## 第7章 教育研究評議会

(教育研究評議会の設置)

第13条 この法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会については、国立大学法人山形大学教育研究評議会規則の定めるところによる。

## 第8章 学長選考会議

(学長選考会議の設置)

第14条 この法人に、学長候補者の選考、学長の解任の審査等を所掌する機関として、学長選考会議を置く。

- 2 学長選考会議については、国立大学法人山形大学学長選考会議規則の定めるところによる。

## 第9章 中期計画及び年度計画

### (中期計画)

第15条 この法人は、国立大学法人法第30条第1項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 この法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

### (年度計画)

第16条 この法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

## 第10章 雑則

### (事務所)

第17条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市小白川町一丁目4番12号に置く。

### (公告の方法)

第18条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示して行う。

### (その他)

第19条 関係法令及びこの通則に定めるもののほか、この法人の管理及び運営に関し重要な事項は、学長が関係する会議に諮って定める。

### 附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この通則は、平成17年9月1日から施行する。